

新宿区次世代育成支援計画の策定について

1 計画期間

平成17年度から21年度の5年間

2 計画の位置付け

次世代育成支援対策推進法第8条に基づく地域行動計画として策定し、新宿区基本構想を具体化する総合計画である「新宿区基本計画」を上位計画とし、子どもと子育て支援に関する個別計画とする。

3 計画の内容（法第8条）

地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備、教育内容の充実、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を明記する。

4 策定体制（事務局 福祉部少子化対策計画担当）

(1) 新宿区次世代育成支援計画策定協議会

区民・学識経験者等10名で構成する策定協議会から計画への意見・報告を受ける

(2) 庁内検討体制

新宿区次世代育成支援推進本部

5 計画に関わる調査の実施

(1) 次世代育成支援に関する調査

対象：0歳から11歳の児童を養育している家庭から約4000件を無作為抽出

実施時期：9月初旬予定

(2) 中学生の日常生活と意識に関するアンケート

対象：区内中学校の各学年各1クラス（区立中学校13・私立中学校については今後個別に依頼）

児童館に来館する中学生

実施時期：9月下旬